

## 日田市公印規則の一部改正について（趣旨）

### 1. 目的・理由

令和6年第4回日田市議会定例会に提出した「議案第80号～95号　日田市と大分市、別府市、中津市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、日出町、九重町及び玖珠町との証明書等の交付等に係る事務の委託の廃止について」が可決され、令和8年3月31日をもって当該事務の委託が廃止されることを踏まえ、所要の措置を講ずること。

### 2. 内容

広域サービス事業の廃止に伴い、当該事業で使用していた公印（ひな形番号(23)「日田市長之契印広域専用」）に係る規定（公印の名称等の概要及びひな形）を削除すること。（別表第1及び別表第2関連）

### 3. 施行の時期

令和8年4月1日から施行すること。

### 4. 意見公募を実施しなかった旨及びその理由

日田市行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しませんでした。

### 該当理由

令和6年第4回日田市議会定例会に提出した「議案第80号～95号　日田市と大分市、別府市、中津市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、日出町、九重町及び玖珠町との証明書等の交付等に係る事務の委託の廃止について」が可決されたことに伴い、当該事務委託で使用していた公印が不要となることを踏まえ、当然必要とされる規定の整理であるため。